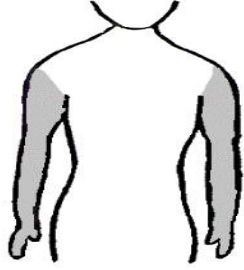
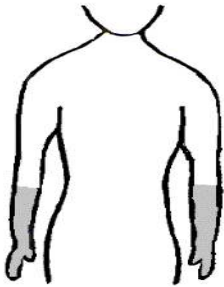
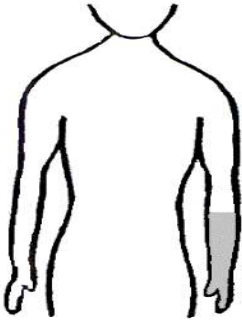


身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 上 肢	<p>1 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。</p> 	普通	<p>下肢で運転できるAT車とする。</p>	
	<p>2 両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの。</p> 	普通 小型特殊 原付	<p>AT車とする(ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。) 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>義手(運転操作上有効な義手。以下同じ。)を使用するものとする。 上肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>
	<p>3 両上肢のすべての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p>	全車種(大自二、普自二を除く。)	<p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。</p>	

				
身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両上肢	4 両上肢の親指以外の二指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 	全車種	二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。	
片上肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの。 	全車種(大自二、普自二を除く。)	AT車とする。 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	
上肢	2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。	全車種(大自二を除く。)	身体の状態又は運転の技能によってはAT車とする。 普通二輪は、小型二輪	義手を使用するものとする。 片上肢の機能を補う装具を使用する

肢			<p>に限るものとする。 二輪車については、AT車とする。</p>	<p>ものとする。</p>
身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
下	<p>1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。</p> 	<p>普通 小型特殊 原付</p>	<p>手動式（アクセル、ブレーキを上肢等で操作できる構造のもの。以下同じ。）AT車とする。 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>	<p>義足（運転操作上有効な義足。以下同じ。）を使用するものとする。</p>
肢	<p>2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの。</p>	<p>全車種(大型を除く。)</p>	<p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車又は手動式AT車とする。 普通二輪は、小型二輪に限るものとする。</p>	<p>義足を使用するものとする。 下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>

				
片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 	全車種(大自 二、普自二 を除く。)	AT車とする。 原付車は、三輪又は四 輪に限るものとする。	義足を使用するものとする(身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは条件を付さないことができる。)
身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部 位	程 度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
片 下	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能に著しい障害のあるもの。	全 車 種	身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。	義足を使用するものとする。 片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。

肢				
障害が重複する場合	<p>上肢及び下肢に著しい障害のあるもの。</p> <p>四肢のほか、頭部、体幹に機能障害のあるもの。</p>	<p>普通 小型特殊 原付</p>	<p>AT車とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。</p>	
備考	<p>1 免許の条件の記録は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。</p> <p>2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。</p>			

凡例

- 1 「法」・・・・・・・・道路交法（昭和35年法律第105号）
- 2 「政令」・・・・・・・・道路交法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」・・・・・・・・道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

第 1 臨時適性検査の実施の基準

1 臨時適性検査の実施手続

臨時適性検査は、法第102条第2項及び政令第37条の7第1号の規定により、申出があった場合に実施するものとする。

2 臨時適性検査の実施要領

臨時適性検査は、別表1「臨時適性検査の実施要領」により、特定後写鏡を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことの確認を、受検者に運転免許試験場等を走行させることにより、府令第24条第8項に規定する警察職員が行うものとする。

なお、臨時適性検査を実施する前に、適当な距離のならし走行を行うものとする。

第 2 安全教育の実施の基準

1 安全教育の対象

臨時適性検査により適性が確認された者

2 安全教育の実施要領

安全教育は、別表2「安全教育の実施要領」により、交通の状況を聴覚により認知することができない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能を実車により指導するとともに、交通の状況を聴覚により認知することができない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を指導する適格性を有する者が行うものとする。

第 3 臨時適性検査により適性が確認され、安全教育を受けた者に対して付する条件

臨時適性検査により適性が確認され、安全教育を受けた者については、「補聴器を使用すべきこととし、補聴器を使用しないときは、運転することができる自動車等の種類を普通車の乗用車に限定し、特定後写鏡を車室内において使用し、かつ、聴覚障害者標識を府令第9条の6に規定する方法で付すべきこととする条件」を付すものとする。また、条件を付す際には、改めて、その内容について十分に説明するものとする。

第 4 その他の留意事項

- 1 運転免許に補聴器条件が付された者以外のものであって、聴力の低下等の理由から府令第23条第1項の表聴力の項第2号についての適性検査を受けたい旨の申出があった場合についても、この実施の標準により適性検査を行うものとする。ただし、その条件については、「運転できる自動車等の種類を普通車の乗用車に限定し、かつ、特定後写鏡を車室内において使用すべきこととする条件」を付すものとする。
- 2 運転適性相談等を活用し、臨時適性検査の受検を希望する者に対し、臨時適性検査の実施要領と検査受検後の条件について十分な説明を行うものとする。

別表 1

臨時適性検査の実施要領

確認項目	確認項目の詳細目	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	1 普通車の乗用車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	受検者に特定後写鏡を使用させ、普通車の乗用車を公安委員会の管理する試験場等において走行させ、進路変更を行うなどさせ、目視による特定後写鏡の活用状況を確認すること。
	2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

(注) 確認を行う際には、補聴器を使用させないこと。

別表 2

安全教育の実施要領

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける当該広い道路又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける当該道路を通行する他の車両（この項において単に「他の車両」という。）からの見え方を意識した前進及び後退の仕方 2 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する試験場等において行うこと。 3 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。 4 自転車を徐々に前進させることにより他の車両に自転車を確認させる前進の仕方を身に付けさせること。 5 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自転車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 6 自転車を徐々に後退させることにより他の車両に自転車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。 7 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自転車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 8 後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身に付けさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全なものを用いること。 9 狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。
	2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 警音器の適切な吹鳴方法 2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自転車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する試験場等において行うこと。 3 停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 4 対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。 5 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自転車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。 6 徐行することにより対向車が自転車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。
2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。 1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。
	2 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態	1 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 受検者による普通車の乗用車の実際の走行状況を踏まえて指導すること。

<p>でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識</p>	<p>及び当該状況における安全な運転の方法</p>	<p>3 補聴器を使用せずに運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。</p>
	<p>2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、普通車の乗用車の意義及び聴覚障害者標識の意義）</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>